



平成21年5月20日

各 位

会社名 日本電技株式会社
代表者名 代表取締役社長 島田 惟一
(JASDAQ・コード1723)
問合せ先 常務取締役企画管理本部長 山口 浩史
電 話 03-5624-1100

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 経営体制の強化を図るため、現行定款第24条(取締役会の招集権者および議長)を変更し、取締役会の招集権者および議長を取締役会長とするものであります。

(3) その他、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第7条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第25条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第24条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以 上